

9月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

9月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

昭和63年6月3日～同年9月2日に生まれた方および平成20年3月2日～同年6月1日に転入の届出をした方で、平成20年9月1日現在において、平成20年6月2日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

■縦覧期間

9月3日(水)～7日(日)
8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階
市選挙管理委員会事務局

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿への登録申請

毎年9月1日現在で、愛媛海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を作成しています。

漁業者の皆さんは、もれなく登録申請をしてください。

■登録資格者

西条市に住所があり、昭和63年12月6日以前に生まれた方で、1年に90日以上、漁業

を営む方または漁業に従事している方。

■申請期限

9月5日(金)

■申請方法

提出先に申請書がありますので、必要事項を記入して提出してください。

■提出先

○ひうち・西条・禎瑞・壬生川・吉井・多賀・河原津の各漁業協同組合
○市庁舎別館
市選挙管理委員会事務局
TEL 0897-152-1263

○東予総合支所

市選挙管理委員会東予分室
市選挙管理委員会事務局

飼い犬・飼い猫の引き取りが有料になります

現在、愛媛県では飼い犬・飼い猫の引き取りを無料で行っていますが、安易な飼養放棄の抑制と終生飼養の推進のため、10月1日(水)から引き取りが有料となります。

■引き取り手数料

○生後91日以上
1頭につき2000円
○生後91日未満
1頭につき400円

■手数料の納入方法

手数料は愛媛県収入証紙で

納入してください。

愛媛県収入証紙は、伊予銀行(西条・大町・三芳・壬生川・小松・丹原支店)、西条保健所内の西条・新居浜地区食品衛生協会、周桑農業協同組合本所、市庁舎本館市民課などで販売しています。

■引き取りを依頼する前に

○どうしても飼い続けることができないか、もう一度考えてください。
○新しい飼い主を探してください。

■不幸な動物を増やさないようにしましょう

○引き取られた犬・猫の大部分は、殺処分されてしまいます。
○不幸な動物を増やさないために、不妊・去勢手術を受けさせましょう。
○動物を捨てることは犯罪です(50万円以下の罰金)。
○ペットは大切な家族の一員です。愛情をもって、終生飼いましょう。

■問合せ

○市庁舎別館衛生課 衛生係
TEL 0897-152-1461
○各総合支所市民福祉課
市民生活係(丹原・小松)

特別児童扶養手当の支給

心身に障害のある児童の福祉の増進を図るため、児童を監護する父親か母親、養育者に手当を支給します。手当を受給している方は、年1回の所得状況届が必要です。

■受給資格

○児童が障害を受給事由とする公的年金を受けていないこと
○障害者が20歳未満であり、法律で定める程度の状態であること

○児童が児童福祉施設などに入所していないこと
○監護する人の所得が限度額を超えていないこと

■支給金額

○障害の程度が1級の場合
月額5万7500円
○障害の程度が2級の場合
月額3万3800円

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係
TEL 0897-152-1214
○各総合支所市民福祉課 福祉係



補助犬マークをご存じですか？

補助犬マークは、身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。補助犬は体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーも訓練され、衛生面でもきちんと管理されています。

補助犬の同伴について、ご理解とご協力をお願いするとともに、補助犬を見かけても、触ったり、餌を与えたりせず、静かに見守ってください。

特集記事 支所便り S-I-C-S 情報最前線 お知らせ 催し 講座・教室 募集 施設ガイド 心のこもった産品 カメラスポット 文芸広場 他 各種相談 保健センター 当番病院 他